

児童虐待・子育て支援制度

児童虐待を社会全体で防ぎましょう

児童虐待は、育児の孤立化などがその背景にあるとされ、誰にとっても決して他人事ではありません。保護者は、育児の全てをひとりで抱え込まず、少しでも困ったら相談しましょう。社会全体での児童虐待防止が、いま必要です。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

児童虐待とは

児童虐待は、保護者が子ども（18歳未満）の心身を傷つけたり、すこやかな成長・発達を損なう行為です。児童虐待は以下の4つに分類されます。「しつけ」と称する体罰は法律で禁止されています。

身体的虐待

なぐる、ける、タバコの火を押し付ける、溺れさせる、戸外に締め出すなど

ネグレクト（養育の拒否・怠慢）

登校や外出の禁止、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置するなど

性的虐待

性的行為を強いる、性器を見せる、ポルノ写真の被写体に強要するなど

心理的虐待

ことばによるおどし、無視や拒否的な態度をとる、きょうだい間の差別、子どもが同居する家庭におけるDVなど

見逃さないで！「たすけてサイン」

以下の特徴がみられる子どもや保護者は、虐待をしたり、受けたりしている可能性があります。「虐待かな？」と思ったら、迷わず長野市子育て家庭福祉課（福祉政策課篠ノ井分室）または長野県中央児童相談所へご連絡を！

子どものサイン

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や悲鳴が聞こえる
- 不自然な傷ややけど、打撲のあとがある
- 衣類や身体がいつも汚れている
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者のサイン

- 小さな子どもを残してよく外出する
- 子どものけがについて不自然な説明をする
- 子育てに無関心・拒否的
- イライラしている

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんが泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。

赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全なところに寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



DV（ドメスティック・バイオレンス）

同居する配偶者や内縁関係の間で起こる暴力で、DVは子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。そして、子どもの心や体に様々な悪影響を与えます。

ヤングケアラーとは

大人のように家族を支え、日常的にケアをしている18歳未満の子どもたちのことを指します。お世話の具体例は下記のようなものがあります。



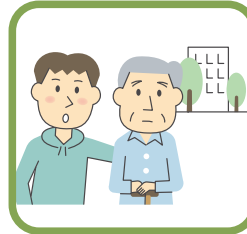
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



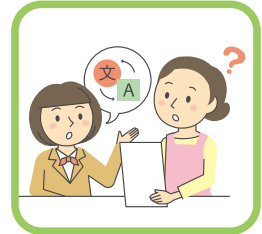
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



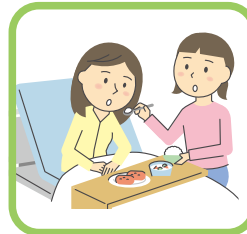
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

子どもの困ったサインを見逃さないで

ヤングケアラーは悪いことではないですが、お世話をすることで子どもに以下のような影響が出ている際は、「困った」のサイン。身近な大人が気にかけて、話を聞くことが大切になります。

- 学校に行くことが難しくなっている。または、勉強についていけなくなっている。
- 進路の変更や就職を余儀なくされている。
- 友達と疎遠になってしまう。
- 身体や心の具合が悪くなっている。

体罰によらない子育てを推進しています 体罰は法律で禁止されています

これらは全て「体罰」です

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので頬を叩いた。
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた。
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- 掃除をしないので、ぞうきんに顔を押し付けた。



様々な地域で児童虐待防止の取組をしています。

児童虐待・DV・子育てのお悩み連絡先

児童虐待・DV・ 子どもに関する 相談・連絡先

【児童虐待・DV に関すること】

●平日（8時30分～17時15分）

下記以外

子育て家庭福祉課 ☎ 026-224-7062（直）

篠ノ井・松代・川中島・
更北・信更・大岡地区

福祉政策課篠ノ井分室 ☎ 026-292-2596（直）

●夜間、土・日・祝日の緊急連絡 ☎ 026-226-4911（代）

※代表電話にご連絡いただくと、別途担当職員が対応します。

●24時間・365日

内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ ☎ #8008（はれれば）

【子どもの発達・子育てに関すること】

こども総合支援センター ☎ 0120-783-041

☎ 026-224-9746

子育ての お悩み電話相談

【子育ての悩み、不安、イライラを話してみませんか？】

●火・木曜日（10時～14時） ●土曜日（10時～12時）※祝日はお休み

子育てひといきホットライン（ながの子どもを虐待から守る会）

☎ 026-268-0008

【不登校・ひきこもりの心配、一人で悩まずご相談下さい。】

●平日8時～20時（不在の場合もあります）

ブルースカイ（登校拒否を考える親と子の会） 代表 松田恵子

☎ 026-278-7223

児童虐待に関する 相談・連絡先

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189（いちはやく）通話料：無料

●平日（8時30分～17時15分） ●住所／大字南長野妻科282-7

長野県中央児童相談所 ☎ 026-238-8010

●夜間、土・日・祝日

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎ 026-219-2413（緊急時）

ヤングケアラーに 関する相談先

●平日（土日祝日、12月29日から1月3日までを除く期間）

子育て家庭福祉課（8:30～17:15） ☎ 026-224-7062

●平日（土日祝日、12月29日から1月3日までを除く期間）

長野県社会福祉協議会（8:30～17:00） ☎ 026-228-4244

※WebやLINE専用相談フォームによる相談も可能です。

ひとり親世帯への子育て支援

ひとり親世帯に対するさまざまな支援制度をご紹介します。

児童扶養手当 所得制限あり

母子・父子家庭等において対象児童を監護し、かつこれと生計を同じくしている母、父、または養育者に支給します。

〈対象〉 18歳到達の年度末（重・中度の心身障害児の場合は20歳未満）までの児童

〈支給額〉 ●お子さん1人のとき…… 46,690円～ 11,010円または0円（所得による）

●お子さん2人目以降加算… 11,030円～ 5,520円または0円（所得による）

〈支給月〉 年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）支給

〈必要なもの〉 ●申請書 ●戸籍謄本 ●年金手帳 ●健康保険証 ●請求者名義の普通預金通帳

●その他必要な書類等

問合せ先 子育て家庭福祉課 ☎026-224-5031または以下の支所へ

※篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所

ひとり親世帯等の福祉医療制度

ひとり親家庭の父または母およびその18歳未満の児童や、父母のいない18歳未満の児童が病気やケガなどで医療機関等（薬局などを含む）を受診する際の、医療費の自己負担分について助成します。（高等学校在学中は20歳まで延長可）

〈必要なもの〉 ●申請書 ●健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証・資格確認書など）

●保護者名義の普通預金通帳 ●戸籍謄本

●マイナンバー確認書類 ●本人確認書類

問合せ先 福祉政策課 ☎026-224-7829またはお近くの支所へ

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子及び父子家庭並びに寡婦が経済的に自立するための資金の貸付を行います。

ひとり親家庭等児童高等学校通学費支援金

ひとり親家庭の児童が高等学校等への通学に要する費用の一部を援助します。（所得制限あり）

高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就職の際に有利な資格を取得するための養成機関で、修業する期間中（制限あり）、訓練促進給付金を支給します。（所得制限あり）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合、その受講料の一部を支給します。（制限あり）

問合せ先 子育て家庭福祉課 ☎026-224-5031

交通・災害遺児見舞金

父母またはそのいずれかが交通事故、もしくは災害事故により死亡したり、重度の障害者となった遺児等へ支給します。

問合せ先 長野市社会福祉協議会 ☎026-225-1234

遺族年金

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者だった方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。受給するためには一定の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

問合せ先 長野南年金事務所 TEL026-227-1284 長野北年金事務所 TEL026-244-4100

母子生活支援施設

母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所して、自立に向けた支援をします。

ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業

児童扶養手当受給世帯等の小学4年生から中学3年生までの児童を対象として学習支援等を行います。

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が経済的に自立するための就業に結びつく特定の講座を受講した際に受講料の一部を支給します。（制限あり）

子育て世帯・生活困窮世帯への就労支援



子育て世代と女性の仕事探しは

ハローワーク長野

マザーズコーナーで!

懇切丁寧な相談で早期就職のお手伝いをします。



お子さま連れでも安心して相談ができます

DVD、絵本、おもちゃなどがあるキッズスペース完備。

ご利用時間 月～金曜日 9:00～17:30 (土日祝日はお休みです)

電話 026-228-0333

住所 新田町1485-1 もんぜんぷら座4階

トイゴパーキング、鍋屋田パーキングの駐車料金を全額補助することにより、無料でご利用できるようになりました。(最大3時間 マザーズの利用時間に限り)

児童扶養手当を受給中の方
仕事がなく生活に困っている方

ハローワーク長野

ジョブ縁ながので!

2名の就職支援ナビゲーターが相談にあたります。



ハローワーク長野の常設窓口「福祉・就労支援コーナー」

ご利用時間 月～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日はお休みです)

電話 026-224-8467

住所 長野市役所 第二庁舎3階 生活支援課内

生活困窮世帯への子育て支援

生活困窮者学習支援事業

生活保護世帯及び生活困窮世帯の小・中学生及び高校生(高校生世代)を対象として、学習支援等を行い、高等学校等への進学及び卒業を支援します。

問合せ先 生活支援課 ☎026-224-7529

進学・就職準備給付金

生活保護世帯で高校等を卒業して大学等に進学する方及び就職する方に対して一時金を支給します。

生活保護世帯児童等援護事業

生活保護世帯の児童を対象に保育所入所時、小中学校入学時、中学校卒業(就労・進学)時にそれぞれ必要な物品を支給します。

障害児への子育て支援

特別児童扶養手当

所得制限あり

重度もしくは中度の身体障害者または知的障害、精神障害等がある20歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者に支給します(施設入所児は除く)。詳しくはお問い合わせください。

〈給付内容〉 ●1級…月額56,800円 ●2級…月額37,830円 ●年3回(4月、8月、11月)支給

〈必要なもの〉 認定請求書、戸籍謄本、所定の診断書、日常生活の状況について(知的障害・精神障害、および内部障害の場合のみ)、対象児童の障害者手帳(交付されている場合のみ)、振込先口座申出書(公金受取口座を利用する場合は省略可)、保護者(受給者)名義の普通預金通帳(公金受取口座を利用する場合は省略可)、保護者(受給者)が児童と別居している場合は別居監護申立書、マイナンバー確認書類、身元確認書類、その他必要書類

問合せ先 障害福祉課 ☎026-224-5030または以下の支所へ

※篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所

障害児の福祉医療制度

所得制限あり

障害児(20歳未満)が病気やケガなどで医療機関等(薬局などを含む)を受診する際の、医療費の自己負担分について助成します。

障害児

身体障害者手帳1～5級(5級は所得税非課税世帯)、療育手帳A1～B2(B2は所得税非課税世帯)、特別児童扶養手当1・2級

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者(通院のみ・所得制限あり)

※18歳以下(満18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の方は、所得制限がありません。

〈必要なもの〉 申請書、対象になる子の健康保険情報わかるもの(マイナ保険証・資格確認書など)、保護者名義の普通預金通帳、資格取得にかかわる手帳または証書、マイナンバー確認書類、本人確認書類

問合せ先 福祉政策課 ☎026-224-7829またはお近くの支所へ

重度心身障害児福祉年金

長野市内に6ヶ月以上居住している者で、次に該当する20歳未満の市内に居住している障害児の保護者に対して支給します（施設入所児は除く）。

- 第1種…身障手帳1～3級及び療育手帳A、または特別児童扶養手当1級認定者（第3種に該当する場合を除く）
- 第2種…身障手帳4級及び療育手帳B、または特別児童扶養手当2級認定者（第3種に該当する場合を除く）
- 第3種…障害児福祉手当受給者

〈給付内容〉 ●第1種障害児…年額135,000円 ●第2種障害児…年額99,000円 ●第3種障害児…年額33,000円
9月または3月支給（9月に支給した者は重ねて3月に給付しません）

〈必要なもの〉 認定申請書、身体障害者手帳または療育手帳、保護者名義の普通預金通帳

問合せ先 障害福祉課 ☎026-224-5030または以下の支所へ

※篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所

障害児福祉手当 所得制限あり

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に支給します（施設入所児は除く）。詳しくはお問い合わせください。

〈給付内容〉 月額16,100円 年4回（5月、8月、11月、2月）支給

〈必要なもの〉 認定請求書、所定の診断書、身体障害者手帳または療育手帳、本人（対象児童）名義の普通預金通帳（公金受取口座を利用する場合は省略可）、所得状況届、マイナンバー確認書類、身元確認書類、その他必要書類

問合せ先 障害福祉課 ☎026-224-5030または以下の支所へ

※篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所

自立支援医療費支給（育成医療）

身体に障害のある（将来、障害を残すおそれのある）18歳未満の児童の機能回復のための医療費の一部を支給します。

問合せ先 長野市保健所健康課 ☎026-226-9963

小児慢性特定疾病医療費支給

厚生労働省が定める小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童（20歳になる前日まで延長可）の医療費の一部を支給します。

問合せ先 長野市保健所健康課 ☎026-226-9963

障害年金受給者の子加算

障害年金1級・2級の受給者に生計を維持されている子^{*}がいる場合や、障害年金受給後に子^{*}が生まれた場合に、届出によって障害年金の受給額に一定の加算がされます。

※18歳に到達する年度末までの子、障害等級1級・2級の障害のある20歳未満の子

詳細はお問い合わせください。

問合せ先

障害基礎年金受給者は

国保・高齢者医療課国民年金室 ☎026-224-5026

障害厚生年金受給者は

各年金事務所

長野南年金事務所 ☎026-227-1284

長野北年金事務所 ☎026-244-4100

障害共済年金受給者は各共済組合

障害福祉サービス（障害児通所支援）

サービスは障害の程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われます。

サービスの名称	サービスの目的・内容	利用する際の条件
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成を行う。計画については一定期間ののち、評価、見直し（モニタリング）を行い、きめ細やかな支援の提供につなげる	障害児通所支援を利用するすべての障害児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援またはこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行う	療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児
放課後等 デイサービス	授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行う	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）または専修学校等に就学している障害児
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援を行う	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

●通所サービス利用までの手続き



※市または長野市発達相談支援センターの相談員、障害児相談支援事業所にお気軽にご相談ください

問合せ先 障害福祉課 ☎026-224-8730
福祉政策課篠ノ井分室 ☎026-292-2596へ
長野市北部発達相談支援センター ☎026-259-9975
長野市南部発達相談支援センター ☎026-285-1900

※障害児入所支援の問い合わせ先：長野県長野保健福祉事務所福祉課 ☎026-225-9085

●利用料について 世帯の市民税課税状況によりサービスの負担上限月額が設定されます。ひと月に利用したサービスの量にかかわらずそれ以上の負担は生じません。食事や光熱費などの実費がかかる場合があります。

信州パーキング・パーミット制度

障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、「障がい者等用駐車場利用証」が交付されます。

問合せ先 障害福祉課（身体・知的・精神障害者、発達障害者、難病患者） ☎026-224-5030
長野市保健所 健康課（精神障害者、難病患者） ☎026-226-9965（妊産婦） ☎026-226-9963
介護保険課（高齢者） ☎026-224-7991

障害児通所支援事業所一覧

事業所名	住 所	電話番号	相談	児童	放テ	保育	居宅
児童発達支援センターにじいろキッズらいふ	若里6-6-14	026-219-3780	○	○	○	○	○
相談支援センターあしと	川中島町今井1529-6	026-214-4411	○				
五つ葉相談室	大豆島5282	026-214-6263	○				
指定特定・児童相談支援事業所あすなろクラブ	大字徳間1144-5	026-255-7770	○				
えにし北長野事業所	大字徳間字土井下630-3	026-239-7324	○				
相談支援センターはびねす	若里4-12-24-2F	026-217-3752	○				
相談支援事業所いろは	松代温泉75-1	026-278-1720	○				
ブルースター	篠ノ井塩崎91-1	026-292-4331	○				
地域生活支援センター CoCoながの	若穂保科3654	026-268-5220	○				
株式会社ジェイハート相談支援事業所	吉田3-16-13	026-214-0811	○				
まい・すてっが相談支援室	大字高田1134-1	026-225-9500	○				
ウィズ相談支援センター	篠ノ井布施高田1034-3	026-299-3090	○				
地域相談支援センター Gland	篠ノ井西寺尾2385-1	026-214-2157	○				
歩案里	豊野町豊野1635-1	026-257-5955	○		○		
あいくる	篠ノ井布施五明464-1	026-293-8766	○				
ほっとらいふ相談室桃の郷	川中島町今井1387-5	026-285-3408	○				
ほっとらいふ相談室いつわ苑	大字富竹1570-3	026-296-1566	○				
ういるサポート長野	石渡47-5	026-219-6280	○				
相談支援室ひまわり	若槻東条1194-1 ルミエール三登D102	026-477-2302	○				
ヒューマンネットながの児童相談センター	鶴賀七瀬中町211-15 ゆたかフレンズ2F	026-268-0622	○				
ながの地域相談支援センター ベターデイズ	大字平林1-30-1	026-259-9966	○				
サンライズ相談室	川中島町今里135-2	026-254-7877	○				
アネモネ	三輪2-5-22	070-8401-7094			○		
相談室モネ	三輪2-5-22	070-8401-7094	○				
イツモネ	三輪2-5-22	070-8401-7094		○	○		
あすなろクラブ	大字徳間1144-5	026-255-7770		○	○	○	
インフィニティ	青木島1-12-1	026-213-6150		○	○		
インフィニティスクール	青木島1-12-1 池田建設ビル3階	026-213-6150		○	○		
インフィニティ学習塾	青木島1-12-1 池田建設ビル2階	026-213-6150		○	○		
インフィニティジョブズ	川中島町原771-4	026-213-6150			○		
インフィニティ相談室	青木島1-12-1	026-213-6150	○				
児童発達支援 TODAY is New Life 東和田	東和田943-1 平林街道店舗2F	026-219-6045		○			
こどもサポート教室「きらり」長野駅前校	南長野南石堂町1323-9 グランウエストビル1階	026-219-6171		○	○		
こどもサポート教室「きらり」北長野校	吉田3-9-19 信濃吉田駅前A-2ビル	026-217-1670		○	○		
こどもサポート教室「きらり」長野稲葉校	稲葉母袋沖696-5	026-214-8606		○	○		
独立行政法人国立病院機構東長野病院	上野2-477	026-296-1111		○	○		
こすもけあくらぶ	川中島町今里87-6	026-274-5066		○	○		
さんきっずやし	大字屋島2373	026-217-1880		○	○		
ウィズ発達支援センター	篠ノ井布施高田1034-3	026-293-5567		○	○		
長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷びあぽーと	川中島町今井1387-5	026-285-3402		○	○		
長野市篠ノ井愛の樹園	篠ノ井石川1523-2	026-293-3177		○		○	
にじいろキッズらいふ篠ノ井北	篠ノ井布施高田1027-1	026-214-3775		○	○		
にじいろキッズらいふ若里東	若里6-4-13	026-217-1001		○	○		
ひふみ長野石渡教室	石渡47-5	026-219-1850			○		
ひふみ長野若槻教室	稲田2-11-7	026-219-6303		○	○		
ひふみ北長野教室	中越2-34-34	026-217-2094		○	○		
ひふみ中越教室	中越1-6-17	026-217-1203		○	○		
ひふみ長野まゆみだ教室	徳間1-11-5	026-266-0631			○		
こども発達支援センター Bee	平林1-32-5	026-259-6677		○		○	
スポーツ&アカデミー キッズまゆ 青木島教室	青木島1-2-12 ICビル1F	026-285-9813		○	○	○	
スポーツ&アカデミー キッズまゆ 篠ノ井教室	篠ノ井布施高田710 アーバンタワー茜101	026-213-6951		○	○	○	
スポーツ&アカデミー キッズまゆ 七瀬教室	鶴賀七瀬南部517 ラビッツセブンビル1F	026-214-7851		○	○	○	
サンライズ長野川中島	川中島町今里135-2	026-405-9948		○	○		
スマイルひろば匠長野若宮店	若宮2-6-3	026-477-2355		○			
アルカソニア	松岡2-2-41	026-405-9599			○		
はびねす・TODAY is New Life若里	若里4-12-24-1F	026-266-0447			○		
放課後等デイサービスはびねす東和田	東和田943-1 平林街道店舗1F	026-217-5995			○		
放課後等デイサービスはびねすジョブ若槻	若槻東条541-2 フカサワビル2F	026-217-2762			○		
放課後等デイサービスはびねすスタディ若槻	若槻東条541-2 フカサワビル2F-1	026-217-2763			○		
はびねすジョブ・スタディ若里	若里4-12-24-2F	026-217-2818			○		
ウィズキャリアサポートセンター	中御所3-2-1 2F	026-217-3550			○		
すまいる	篠ノ井布施五明464-1	026-293-8766			○		
はなみずき	富竹1570-3	026-296-1520			○		
長野市障害者福祉施設栗田園	栗田103-2	026-227-7211			○		
にじいろキッズらいふ篠ノ井	篠ノ井御幣川306-1	026-214-3770			○		
ひふみ長野吉田教室	吉田1-16-18	026-219-5501		○	○		
ひふみ長野吉田第2教室	吉田2-7-17	026-266-0808			○		
ひふみ長野稲葉教室	稲葉2605-1-2F	026-262-1801			○		
こどもプラス長野青木島教室	青木島町大塚1009-1 ダイニチビル1F	026-285-0820			○		
こどもプラス丹波島教室	丹波島1-590	026-217-8901			○		
児童支援センター「ひゅうまん」	鶴賀南千歳町982	026-223-0900			○		
こどもの自立生活館 茜舎	平林1-34-5	026-263-8722			○		
茜舎くらぶ	大字平林1-30-1	026-259-9970			○		
もりときピコ	権堂町2201	026-217-8091			○		
小中高一貫型自立支援 はるいろ 若里教室	若里4-5-41	080-3094-0309			○		
小中高一貫型自立支援 はるいろ 三輪教室	三輪9-351-2	026-217-4691			○		
放課後等デイサービス「ラクスベ」ながの	石渡131-5	026-219-2760			○		
就労準備型放課後等デイサービスさくらば長野吉田教室	吉田5-23-25	026-217-2753			○		
グランディール 上松教室	上松4-30-38	026-266-0713		○	○		
おはなし屋療育園	徳間1-14-2	026-259-5280		○			
グローバルキッズメソッド135	金井田2-1	026-285-9651		○			
ひなた長野徳間教室	徳間3320-1F	026-266-0706			○		
toko-toko 青木島教室	青木島町青木島乙712-6	026-400-8381		○	○		